

## 様式第7号・記載例

### 定款変更届出書

申請書の提出年月日を記載する

年 月 日

日立市長 殿

特定非営利活動法人〇〇〇〇と記載する

日立市長宛に提出するが、2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人（仮認定含む）は、従たる事務所を設置している都道府県知事宛にも提出する必要がある。

住所  
名称  
代表者氏名  
電話番号

印

法人印

下記のとおり定款を変更したので、特定非営利活動促進法第25条第6項（同法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添えて届け出ます。

#### 記

#### 1 変更の内容

新旧条文等の対照表は、以下のように作成する

新（変更後）	旧（現行）
第〇条 〇〇〇〇…	第〇条 △△△△…
⋮	⋮

#### 2 変更の理由

##### 【添付書類】

- ・当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本 [1部]
- ・変更後の定款 [2部]

（ただし、法第52条第1項の規定により非所轄法人が提出する場合は、1部でよい）

（備考）

- 1 「1 変更の内容」には、変更した定款の条文等について、変更後と変更前との記載の違いを明らかにした新旧条文等の対照表を記載し、併せて、変更した時期を記載すること。
- 2 この届出書には、議事録の謄本1部及び変更後の定款2部を添付すること（ただし、法第52条第1項の規定により他の都道府県知事が所轄する法人が提出する場合は、副本の添付を要しない。）。
- 3 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人が法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、所轄庁以外の関係知事に提出する場合には、提出先の団体が定めるところによること。